

東広島市の

企業立地 に関する 助成制度

企業の投資を
強かに
バックアップ

企業立地促進助成

助成金区分

工場等設置助成金(新設)

新設された工場等が、操業開始までに取得した固定資産(家屋・償却資産に限る)に係る固定資産税納付額に相当する額

固定資産税納付相当額を
【交付限度額】
上限なし **3年間交付**

工場等設置助成金(増設)

増設された工場等が、操業開始までに取得した固定資産(家屋・償却資産に限る)に係る固定資産税納付額に相当する額

固定資産税納付相当額を
【交付限度額】
上限なし **3年間交付**

施設設備更新助成金

操業開始から10年以上経過した既存工場等が施設・設備更新等を行った場合、当該固定資産(家屋・償却資産に限る)に係る固定資産税納付額に相当する額の30%

固定資産税納付相当額の
【交付限度額】
3億円/年 **30% 3年間交付**

雇用 助成金

東広島市内に住所を有する新規雇用常用従業員1人あたり

【交付限度額】
上限なし

**20万円
交付**

新規雇用常用
従業員が
障害者の場合
20万円加算

要件

立地場所

区分	地域要件
新設・増設	次のいずれかに該当するもの ① 用途地域が、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 ② 開発面積5ha以上又は分譲面積1ha以上の規模を有する産業団地 ③ 敷地面積5,000㎡以上かつ延べ床面積2,000㎡以上の工場等
更新	市内全域

対象業種

製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、卸売業、専門サービス業、技術サービス業、自動車整備業、機械等修理業、学術・開発研究機関、植物工場(施設内で植物の育生に必要な環境をLED照明や空調、養液供給等により人工的に制御し、季節を問わず野菜等を連続的に生産できるシステムのある施設)

対象施設

工場、学術・開発研究等施設、流通施設

投下固定資産総額

3,000万円以上

常用雇用する従業員

従業員数の
10年間維持

産業用地環境整備助成

企業の投資に要する負担を軽減するため、土地の造成やインフラ整備に係る費用の一部を補助します。

対象経費

- ① 土地の造成、土地の整備
- ② 既存建物・工作物等の撤去等
- ③ インフラの整備(電気、水道、ガス、通信回線等の引き込み)
- ④ 進入路の整備

助成金区分

産業用地拡充型

【対象要件】

市内の5,000㎡以上の遊休地に、新たに工場等(工場、流通施設、学術・研究開発施設)を建設する場合。

助成率

対象経費の**25%**

交付限度額

※最大**1億円**

※開発許可等を伴わない場合は交付限度額5,000万円

大規模投資促進型

【対象要件】

市内の工場等(工場、流通施設、学術・研究開発施設)に、新たに投下固定資産総額(家屋・償却資産に限る)が10億円以上の投資を行う場合。

助成率

対象経費の**50%**

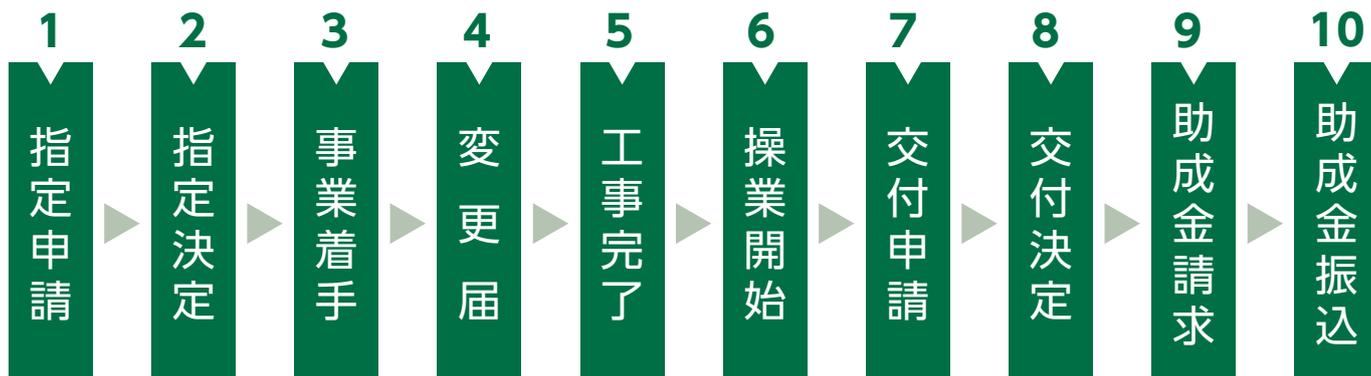
交付限度額

※最大**1億円**

※開発許可等を伴わない場合は交付限度額5,000万円



助成の手続きの流れ



※「①指定申請」は、「③事業着手」の1か月前までに申請してください。

また、工場等設置助成金など複数年度にわたり助成金を支出する場合、年度毎に⑦～⑩の手続きを行います。

制度の活用には、必ず事前の申請が必要となります。詳細の内容と併せて事前にご相談下さい。

東広島市 産業振興課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL (082) 420-0921 / FAX (082) 422-5805

E-mail hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

東広島市産業振興課
ホームページ

